

太田川産アユ・シジミの資源再生懇談会開催要綱

(要綱の趣旨)

第1条 この要綱は、太田川再生方針に基づき太田川の再生に向けた本市の施策の推進を図るために開催する太田川産アユ・シジミの資源再生懇談会（以下「懇談会」という。）の所掌事務、構成並びにその運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 懇談会においては、次の各号に掲げる事項についての意見聴取を行う。

- (1) 太田川再生方針に基づく取組の効果検証及び施策の展開に関する事項
- (2) その他太田川の再生を推進するために必要な事項

(構成)

第3条 懇談会は、次に掲げる者の出席をもって開催する。

- (1) 学識経験者
- (2) 漁業関係者
- (3) その他市長が必要と認める者（オブザーバーを含む。）

(座長)

第4条 懇談会に座長を置き、出席者の互選によってこれを定める。

2 座長は、懇談会の進行役を務める。

(会議)

第5条 懇談会は、市長が必要と認めるときに開催する。

2 懇談会は、公開とする。ただし、市長が必要と認めるときは非公開とすることができる。

3 懇談会は、必要に応じて関係者に資料の提出を求め、又は関係者の出席を求め、その説明若しくは意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、経済観光局農林水産部水産課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、農林水産部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。